

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について

(1) 横浜市北部地域療育センター（以下「センター」という。）の運営の基本的な考え方は次のとおりです。

ア：地域療育の拠点、イ：早期療育体制の整備、ウ：専門的・総合的機能の整備、エ：保護者への支援

以上の考え方を基本に、利用者や関係機関のニーズを的確に把握し、特に保護者が安心して前向きに子育てができるように配慮しながら、各種障害に対する総合的で継続的、専門的な療育機能を発揮してきました。

(2) 公立施設、指定管理者施設として、公益性・公共性を具えた健全な業務を行うために、運営協議会の設置や福祉サービスの第三者評価の受審など客観的な視点を取り入れ、効率的で開かれた施設の運営に努めました。

(3) 開所時には想定していなかった障害の多様化、就労家庭の増加、保護者や関係機関からの多様なニーズに対応するとともに、これからの地域療育センターのあり方を見据え、横浜市とともに開催してきた「地域療育センターあり方検討会」及び「地域療育センター事業推進連絡会議」において、今後のセンターのあり方の検討を行いました。

(4) 運営にあたっては、常に「利用者中心のセンター運営」を念頭におき、利用者の人権を尊重する視点に立った運営に努めてきました。特に、苦情や要望に対しては、適切に対応できる仕組みの整備を行ってきました。

2 重点的に取り組んできた事項について

(1) 利用希望児の増加への対応

対象児やニーズの多様化、社会の障害に対する認知度の向上、地域療育システムの定着等により、特に発達障害児について利用希望が増加してきました。下表は過去10年の新規申込総数の推移を表したものです。

年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人数	557人	580人	636人	660人	784人	800人	719人	602人	790人	784人

適切な初診枠数の調整と同時に、利用申込み児等へのサービスに重点的に取り組みました。

ア 相談から始まるサービスの充実

最初の相談受付からおおむね2週間以内にソーシャルワーカーによる面接で支援を開始し、親子で集い、遊び、相談できる場であるひろば事業、心理士等による専門相談、子どもの在籍園への訪問等を充実させたことで、保護者への安心感につながり、センターの利用開始が「医療」ではなく「相談」にシフトしているという成果が出ています。

イ 初診枠の増設

増加が顕著な精神系の初診枠数について、初診枠及び再診枠とのバランスを考慮に入れながら、初診枠を増設して対応しましたが、施設、設備面の限界や専門医師の不足により、さらなる増設は厳しい状況です。

(2) 地域関係機関への支援

保育所・幼稚園への支援の強化だけでなく、地域訓練会等関係機関への支援にも力を入れました。担当区の子育て支援拠点等の地域での支援者とも連携し、地域における障害児の受入れ、理解の促進に努めました。

(3) 前回選定時の計画の実施状況

ア 利用申込増加への対応

上記2(1)、ア、イをご参照ください。

イ ニーズの多様化に対応した集団療育体制の構築

児童発達支援センターにおいては、障害の多様化・就労家庭の増加等に対応できるよう週1日「ふたば」クラスを確立し、支援が必要な児童を低頻度でも受け入れできる体制の整備を行いました。

ウ 地域との連携の強化

保育所・幼稚園等への支援の他、地域訓練会、子育て支援拠点等の支援者との積極的な連携に努めました。

エ 家族への支援

保護者教室、療育講座、個別面談等を組み合わせ、ご家族の精神的サポートに配慮した支援に努めました。

取組状況を記入願います。

項 目	取 組 状 況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	<p><苦情解決制度の周知方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決制度リーフレット類の配付 ・施設内掲示板での制度概要および担当者の掲示 ・重要事項説明時の説明(集団療育利用児保護者) <p><現指定期間中の苦情解決制度利用件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0件 <p><苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川福祉サービス運営適正化委員会の案内・掲示 ・投書箱の設置 ・保護者連絡会等での要望等の意見交換(通園利用者)
2 支援計画、個別支援計画の作成	<p>(1) 支援計画</p> <p>ア 作成の対象児童 利用児全員</p> <p>イ 計画の概要(項目) 児童の長期的目標とサービス内容を、保護者の意向や地域との連携をふまえ、センターとしてのプランを作成しています。</p> <p>ウ 計画作成までの過程(手順) 担当する関係職員が出席する処遇検討会議で決定し、再診等の場面で保護者に伝え、了承を得ます。</p> <p>エ 計画見直しの時期・頻度 必要時に見直しを実施。時期・頻度は児童によって異なります。</p> <p>(2) 個別支援計画(通園施設)</p> <p>ア 作成の対象児童 集団療育(通園、ぴーす等)利用児全員</p> <p>イ 計画の概要(項目) 集団療育利用児の年間目標と具体的なサービス内容を、保護者と確認しながら、作成しています。</p> <p>ウ 計画作成までの過程(手順) 担当が保護者と確認しながら作成し、処遇検討会議で決定して、保護者の確認を得ます。</p> <p>エ 計画見直しの時期・頻度 評価は初期、中期、終期の3回実施 見直しは10月～11月と2月～3月の2回実施</p>
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	<p><令和4年度の実績(時期、回数等)></p> <p>(1) 運営協議会(年2回) 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域関係機関・施設のニーズや状況等の情報交換を行うとともに、地域における療育システムの推進に関する協議を行っています。</p> <p>(2) 福祉保健センター連絡会(年2回)</p> <p>(3) 担当区自立支援協議会(各区からの案内により出席)</p> <p>(4) 児童虐待防止連絡会(各区からの案内により出席)</p> <p>(5) 児童相談所との連絡会(随時)</p> <p>(6) 地域訓練会や子育て支援団体との情報共有や各協議(随時) 各関係機関との情報交換、ニーズの把握等を行っています。</p>

<p>4 実習生、研修生、ボランティアの受入れ</p>	<p><令和4年度の実績(実人数)> (1) 実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ人数 7人(保育士、理学療法士、作業療法士、心理士) (2) 研修生(他施設職員等)の受け入れ人数 約100人(保育所保育士、療育機関職員、学校教員等) (3) ボランティアの受け入れ ・療育ボランティアを年間通じて多数受入しています</p> <p><受け入れにあたっての対応> ・電話連絡により事前調整の上、その後、正式文書を依頼(実習・研修生) ・園長等責任者が事前に概要説明と面談(ボランティア)</p> <p><受け入れの制限、受け入れにあたっての配慮事項等> 障害児の専門機関であるため、センターの方針や個人情報保護の理解(守秘義務)、障害特性の理解、感染症対策等についての研修等を行った上で受け入れていきます。コロナ感染対策により受入れ出来なかった期間もありました。</p>
<p>5 センターに関する情報提供</p>	<p>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況 法人のホームページを開設しており、経営理念や沿革、決算報告を公表し、法人全体の運営の透明性確保に努めています。 センター独自のホームページも設けて、利用案内に加えて、療育講座や就学関連の各種資料・説明動画等を掲載しています。 また、第三者評価を定期的に受審し、評価結果を独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト等を通じて公表しています。</p>
<p>6 建物・設備等の維持管理</p>	<p>・維持管理に当たって留意している点 センターは建築30年が経過する年度であり、建物や設備の老朽化が進んでおります。利用者サービスにとっても適切な建物管理を行っていくことは重要であるため、センター職員による巡回を定期的に行い、不具合箇所が発生した場合にはすぐに修理できるような対応を行っています。 なお、令和4年度には横浜市と協議を行い、屋根張替、外壁タイル補修、屋上園庭防水改修等大規模な改修を利用をストップすることなく実施しました。さらに令和5年度に消防設備更新、6年度以降エレベーター更新も予定されており、適切な建物維持管理に努めています。</p>
<p>7 災害発生時の対応に関する取組</p>	<p><マニュアルの作成等の取組状況> (1) 非常災害時行動マニュアル、大規模地震発生時対応マニュアル、通園バス緊急時連絡方法の手順等を作成し、随時全職員と内容の確認、役割分担の共有等を実施しています。 (2) 火災想定、地震想定避難訓練(消火訓練を含む)を通園施設では月1回、センター全体(併設施設を含む全館)で年2回実施しています。 センター建物は1階に高齢者が利用するケアプラザがあり、避難経路のスロープもないため(階段2か所、滑り台)、火災等発生した際の避難対策に特に力を入れています。また、都筑区消防署と常に連携を行っていて、毎年度、センターに来所してもらい、訓練の参加や火災発生時の具体的な対策の共有を行っています。</p>
<p>8 事故防止に関する取組</p>	<p><インシ・アクシデントの共有化、マニュアル・チェックリスト作成等の取組状況> (1) 危機管理マニュアルを作成し、年度当初に全職員と内容の確認を実施しています。 (2) インシ・アクシデント事例については、報告書の記載を義務付け、危機管理委員会に報告するとともに、課会議等において報告・確認し、事例の共有化を図り、再発防止に取り組んでいます。 (3) 大きな事故につながる恐れがあったヒヤリハット事例については、詳細な検証を行うとともに、事例をデータ化することで事故の起こる可能性の高い場所や時間帯についての分析を行い職員に周知しています。</p>

<p>9 感染症対策に関する取組</p>	<p><マニュアルの作成、予防策の取組状況> (1) 法人として、センター長も出席している「健康管理委員会」を設置し、定期的に感染症予防等に関する会議を開催しています。 (2) 法人として、感染症予防、感染症発生時の対応等を記載した、「感染症対策ガイドライン」を定めています。感染症発生時等の報告様式も定め、発生時には感染症部会長まで報告をしています。 (3) 療育センターとしては、上記ガイドラインに基づき、利用開始時のチェック項目、感染症に罹患した利用者への対応方法等をより詳細にまとめた「療育センター共通感染マニュアル」を定めています。 (4) 通園施設については、集団感染の可能性がより高いことから、インフルエンザ、ノロウイルス等の流行前から予防に関する掲示物の作成や周知の徹底をしています。また、インフルエンザ流行時には、感染者数等の周知を徹底するとともに、感染した利用児には学校保健安全法施行規則に準じた出席停止の徹底及び感染者が多い場合はクラス閉鎖、通園休園等の措置を取っています。 (5) 職員については、インフルエンザ流行時はマスクの着用を義務付ける指示が出るとともに、感染した場合は利用児に準じた取扱いをしています。 (6) 利用児がおう吐をした場合の処理方法を定めています。 (7) 新型コロナウイルス感染症対策について、換気、手洗い、マスク着用を徹底し感染拡大防止に努めてきました。</p>
<p>10 食物アレルギーに関する取組</p>	<p><マニュアルの作成、対象児への対応状況> (1) 食物アレルギーの原因食物を提供する可能性がある場合は、保護者からの聞き取りを行っています。 (2) 摂食クリニック、初期療育グループ(たまご、肢体)利用児担任や関係医療スタッフが、利用児全員の保護者への聞き取りを行い、アレルギーの原因食物がある場合はプログラム実施時に除去します。 (3) 通園施設利用児 初期療育グループ等での聞き取りでアレルギー対応が必要な児については、あらかじめクラス担任、看護師、栄養士等の職員が保護者と個別面談を行うとともに、アレルギーに関する主治医からの意見書の提出をお願いし、給食については、アレルギー対応食を代替して対応します。プログラム実施時には、原因食物を除去し、実施します。アレルギーが重篤な場合は、給食の提供を見送ることも検討します。アレルギーに関する個別面談は毎年1回、新年度が始まる際に実施しています。 (4) ぴーす中川利用児 食物アレルギーの対象児はごく少ない状況ですが、毎年1回、新年度が始まる際に、クラス担任等の職員がアレルギーに関する質問紙を用いて、保護者と個別面談を行い、原因食物を使用した食物はプログラム実施時には全体で除去します。</p>
<p>11 医療的ケア児についての取組</p>	<p>・実施している対応、工夫等 医療ケアの必要な児に対して看護師を配置(重症児スコアにおける加配看護師の配置)し、健康管理と安全に療育が実施できるようにします。 登園中の健康確認、緊急時の対応について確認。対応等マニュアル作成を行ないません。 医療主治医より意見書の提出を依頼し、プログラム等の安全な実施について確認します。 処遇検討時はチームで処遇内容を確認します。</p>
<p>12 個人情報の保護に関する取組</p>	<p><個人情報の取扱いに関する具体的な取組> (1) カルテ等個人情報を含む文書は、鍵のかかる書庫で保管 (2) 個人情報を含む文書は机の上に置いたままにしない。 (3) パソコンを鍵のかかる書庫で保管する等、盗難防止策を講じるとともに、パソコン本体に個人情報文書は保存しない。 (4) 郵便物等の誤発送防止のための二重チェック体制 (5) 個人情報保護マニュアルの策定と徹底</p> <p><令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員)> ・個人情報保護研修会(年1回、全職員/非常勤、委託職員含む) ※横浜市との協定に基づき、当研修実施後、個人情報保護に関する誓約書を提出しています。</p>

13 保護者を対象とした勉強会等の設定

<令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ)>

療育に一貫性を持たせるために、初診間もない保護者から学齢児の保護者まで、それぞれの段階で必要と思われる講座を実施しました。また、初診から訓練、グループ、通園、学齢期に至るまでのサービスがスムーズにつながるよう実施しました。

(1) 療育講座(センター全体)

外来・通園・ぴーすが一体となって共通する基礎的な内容について、センター内外の講師により、実施しました。(6回実施)

- ア ご存じですか?福祉サービス(福祉制度と利用の方法)
- イ 自閉症スペクトラム症・ADHDの基礎知識
- ウ LDについて
- エ きょうだいの話
- オ 福祉機器講座
- カ 働くために必要なことって?

(2) 基礎講座(センター全体)

センター利用されて間もない方にお勧めしている講座。「肢体系幼児向け」と「精神系幼児向け」「精神系学齢向け」の講座を用意しました。

- ア 運動発達の基礎知識
- イ 食事について
- ウ 運動がゆっくりなお子さんのこころの発達
- エ 発達障害の基本の「キ」(2回)
- オ 療育って何だろう?(家庭での対応を考えるときに)(2回)
- カ 子どもに合う環境選び(2回)
- キ 今、大事にしたいこと(2回)
- ク 子どもの問題(こんな時どうしていますか)(2回)

(3) たまごグループ保護者教室(診療)

たまごグループ利用中の保護者を対象に、子どもの特徴を理解する、対応の基本的な考え方を学ぶ、療育へつなぐ、といったことを目的に実施しました。(年14G実施)

(4) 通園施設主催の保護者教室

通園施設利用児の保護者を対象に、知的と肢体、新入園児と継続児を分け、センター職員が講師となり実施しました。また、父親対象の講座も休日に実施しました。(24テーマ/年50回)

- ア 知的通園・新入園児
 - (ア) 自閉症の基礎知識
 - (イ) 遊びから学ぶ子どもたち
 - (ウ) STが大切にしていけるコミュニケーションとは
 - (エ) 療育の基本(考え方編)
 - (オ) 療育の基本(対応編)
 - (カ) こころの発達と心理評価
 - (キ) 福祉サービス・地域資源
- イ 知的通園・継続児
 - (ア) 行動のマネジメント
 - (イ) 将来を見越した子育て
 - (ウ) 療育を振り返って
 - (エ) 就学を迎えるにあたって
 - (オ) 自閉症の基礎知識(応用編)

- ウ 肢体通園・新入園児
 - (ア) 療育の基本
 - (イ) 食事について
 - (ウ) 運動について
 - (エ) 福祉サービスと地域資源
 - (オ) 育ちを支える遊び

- エ 肢体通園・継続児
 - (ア) お子さんの発達を考えよう
 - (イ) STが大切にしているコミュニケーションとは
 - (ウ) 将来に向けて①
 - (エ) 就学・将来に向けて②

- オ 父親講座
 - (ア) 将来を見越した療育
 - (イ) 療育について語ろう

- カ 先輩お母さんの話

(5) ぴーす主催の保護者教室

<p>13 保護者を対象とした勉強会等の設定</p>	<p>ぴーす利用児の保護者を対象に、内外の講師により実施しました。また、父親対象の講座も休日に実施しました。</p> <p>ア 保護者教室</p> <p>(ア) ぴーす中川の療育について (イ) 学校現場のよもやま話～小学校ってどんなところ？～ (ウ) 先輩のお母さんの話 (エ) 心理検査について (オ) 社会性とコミュニケーション (カ) 子どもが安心して園生活を送るためのヒント (キ) 発達障害の基礎知識 (ク) STが大切にしているコミュニケーションとは</p> <p>イ 父親講座</p> <p>(ア) 発達障害の基礎知識&お父さん達からの質問にこたえて</p>
<p>14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組</p>	<p><実践している取組、工夫等></p> <p>センターでの利用者支援については、子どもへの支援と保護者への支援を療育の両輪として考えています。</p> <p>(1) 保護者教室(全体、診療、通園、ふたば、ぴーす) 上記13のとおり</p> <p>(2) 集団療育における保護者支援</p> <p>ア 親子通園 子どもの特性の理解や関わり方をスタッフと共有するとともに、対応を学びます。</p> <p>イ 家族参観 普段療育に参加できない家族の方に療育に参加していただき、療育や子どもを知ってもらう機会としています。</p> <p>ウ 個別面談 保護者と担任がじっくり話す機会とし、子どもの療育課題を共有するとともに、保護者の相談を受ける場としています。</p> <p>エ 家庭訪問 家庭状況を把握して療育プログラムに反映させたり、家庭での過ごし方の相談に適切に対応する機会としており、原則として新入園児は全員対象で、必要に応じて継続児も実施します。</p> <p>オ 園長懇談 保護者と園長がコミュニケーションを図ることを目的に、クラス単位で実施し、センターや通園の運営に関して意見交換をします。</p> <p>カ クラス懇談 保護者と担任の懇談の場として月2回以上設定し、その日の療育の振り返りや家庭で困っていることなど気軽に相談できる場として、また通園での情報を伝える場としています。</p> <p>キ 保護者連絡会 通園からの連絡事項や要望書の回答などについて年4回実施しています。</p> <p>(3) きょうだい児支援</p> <p>ア 通園児のきょうだい児保育 通園での親子通園実施時に、きょうだい児を預ける場を区の子育て支援団体と協力して実施しています。</p> <p>イ 療育講座実施時の保育 療育講座に保護者が多数参加できるよう、講座実施時間帯に子どもの保育を実施しています。</p>

<p>15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組</p>	<p><センターで実践している取組、工夫等></p> <p>(1) 一人の利用児に対して、部門ごとに分断して支援を行うのではなく、センターとして、チームアプローチで支援をしています。</p> <p>(2) 支援の一貫性、職員の連携を確保するため、センターの療育等の運営方針を決定する療育体制会議及び支援計画を決定する処遇会議を行っています。</p> <p>(3) 各部門のスムーズな業務遂行に関する検討、調整を行うことを目的として、肢体系検討会議、知的系検討会議、学齢検討会議、地域検討班等を設けています。</p> <p><法人で実践している取組、工夫等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、支援の一貫性や情報の共有を図るために、通園園長会、ぴーす園長会を定期的に行っています。また、各園長会の下に、各施設のチーフ級職員による、「業務調整会議」を設置し、業務の平準化、効率化に向けた協議をしています。 ・各職種についても、事業団小児担当業務連絡会等の場で、支援の一貫性、情報の共有等を行っています。 ・リハセンターをはじめとする事業団他施設との相互的なスーパーバイズ体制をとることにより、事業団としての支援の一貫性や職員連携の確保を図っています。 ・理学療法士・作業療法士・臨床心理士等は、所属する部署にとどまらず、診療部門や通園部門において横断的に業務を行うことにより、センターとしての一貫性や連携を確保しています。 ・保育士・児童指導員は定期的に通園部門と診療部門(外来療育)に異動をしています。
<p>16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績</p>	<p>現指定期間における実施状況(時期、内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育センターあり方検討会議及び療育センター事業推進会議へセンター長が出席して、課題や必要な対応策の提言を行ってきた。 ・児童発達支援センターにおいて、児童の障害の多様化や就労家庭の増加等に伴い、他センターに先駆けて週1日クラスを実施してきた内容や効果等について、横浜市へ共有及び必要な提言を行ってきた。 ・療育において課題となっていた「きょうだい児預かり」問題について、課題や状況の共有や具体的な対応案を提言した(その結果5年度一部予算化され運用開始)

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

1 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したものを含む）について

※ 令和4年度に実施した以下の研修については、会場での集合形式とオンライン形式を適宜組み合わせながら実施しました。

【法人で統一的に実施した研修】

(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）

ア 新採用職員研修「人権について」（令和4年度新採用職員等31人参加）

イ 各センター単位での人権研修（全職員対象／毎年実施）

(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）

ア 発達障害部門基礎研修

発達障害児の支援にかかわる保育士・児童指導員・心理士・ソーシャルワーカー等に対して、新採用から概ね入職7年目までの職員を対象に、経験年数に応じて身に付けておくべき知識の習得を目指し各種研修を実施しました。また、研修の運営をとおして中堅職員の人材育成の場としても活用しました。

（テーマ数：11テーマ、参加人数：82人）

イ 各種研究会

(ア) 療育研究会

療育技術の水準の向上を図ること、また、横浜市内の関係機関職員に研修の機会を提供することを目的に、事業団内外の講師により実施しました。

（テーマ数：5テーマ、参加人数：延べ828人（事業団職員以外の参加人数：延べ222人）

(イ) リハビリテーション研究会

リハビリテーション技術の向上を図ることを目的に、各分野の第一線で活躍する外部講師を招いて、他機関における最新の技術や取組事例を学びました。（テーマ数：計6テーマ、参加人数：延べ219人）

(ウ) 研究発表会

職員の日頃の研究成果や事業の取組状況等を発表・共有する場として、毎年1回開催しています。

（令和4年度一般演題：8演題、特別講演。参加人数：318人）

ウ 横浜市との相互派遣研修（人事交流）

横浜市の関係機関の業務に1年間にわたって従事することによって人材育成を図ることを目的に、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターへの研修派遣を実施しました。（派遣職種：理学療法士1人）

エ 学会派遣研修

専門職として必要な最新かつ先端的な技術を習得するとともに、日頃の研究成果を発表するため、各種学会等に派遣しました。（令和4年度 北部センター派遣実績：1件、派遣人数：延べ1人）

(3) その他の研修（内容、参加人数等）

ア 階層別研修

(ア) 1級～7級までの階層ごとに実施する階層別研修（計157人受講／全7回実施）

(イ) 新採用職員研修（4月：新採用職員31人／12月：同フォロー研修28人）

(ウ) 新任管理職研修（新たに管理職に昇任した職員1人）

イ 考課者研修

適正な人事考課制度の運用に向けて、考課を行う管理職を対象に実施する研修（参加人数：38人）

ウ コンプライアンス研修

各センター単位で「ハラスメント」・「個人情報保護」に関する研修を実施しました。（全職員）

【センターで独自に行った研修】

(1) 所属研修

業務を遂行する上で特に必要とされる知識及び技能の習得を目的に、摂食・嚥下指導講習会などの所属研修を実施しました。

(2) センター研修委員会主催の研修

職員の専門性の向上と支援の一貫性の確保、事業団職員として必要な基礎的な知識の習得、情報の共有化等を目的に、センターに研修委員会を設置して、各種研修を実施しました。

ア センター勉強会（全職員）

職員として必要な知識や情報、支援者としての基礎知識など、センターの職員として知っておくべき基本的事項を学びます。

(ア) あらたな時代の療育センター（講師：齊藤センター長）

(イ) 個人情報保護研修、人権研修、セクハラ（パワハラ）研修（講師：管理課長）

イ 臨床検討会

全職種に対して、担当部署の役割や日々の取り組みの考察を共有すると共に、他部署との意見交換を行い、報告者は発表や資料のまとめ方を学ぶ場としました。

ウ 北部センター新任研修

センター1年目の職員（非常勤職員含む）に対し、各職種の業務内容およびセンター内での役割を学ぶ場として年7回実施しました。

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

職員一人ひとりに対して豊かな人間性と高い専門性を培うことにより、より一層の利用者サービスの向上を図る考え方を経営理念の中に掲げ、個々の育成と全体的なレベルアップ、そして組織力の強化を進めています。

法人設立から35年以上が経過し、ベテラン職員の定年退職が控えている状況を見据え、円滑な世代交代と事業の継承に重点を置いた「人材育成計画」を策定し、その方針に沿って取り組んでいます。

- (1) 事業団にとって「人材」こそが最も重要な経営資源であると位置づけ、職員が自ら主体的に能力を高めていく姿勢を重視しながら、組織として人材育成に取り組む組織風土の構築を図っています。
- (2) 各職場では、各職種の経験豊富な職員をチーフに置き、また、集団療育におけるクラス担任を経験の豊富な職員と若手職員でペアを組ませるなど、日常業務においてOJTを実施する中で、日々の業務の遂行に必要な知識や技術が習得できる体制を整えています。
- (3) 全職員が毎年「職員行動計画（MBO）」を作成し、それぞれの上司との個別面談を定期的に行いながら、各自の目標達成に向けて、計画、実行、振り返り評価、改善の行動習慣を身につけるとともに、上司との密なコミュニケーションを図ることにより、組織目標の達成、業務課題の共有・改善に取り組んでいます。
- (4) 職員等級・キャリアに応じて個々の職員に求められる役割の理解や組織人として必要な知識、ビジネススキル等の習得について、事業団として「階層別研修」を実施しています。特に、世代交代を進める上で不可欠な次世代を担うマネージャー層の育成・強化に力点を置いて実施しています。
- (5) 専門職の育成については、発達障害部門基礎研修を中心に、職種別に外部の専門学会等への派遣・参加や内部の各種研究会、職種毎に実施する症例検討会等を通じて、専門知識・技術の向上に努めています。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

1 診療に関する令和4年度の実績の概要（診療、訓練指導、外来グループ）について

(1) 診察

小児科・リハ科・児童精神科・耳鼻咽喉科・整形外科を設け年間延べ3,668人（内学齢児1,811人）が受診しました。利用希望の増加に対して、初診枠を柔軟に確保するとともに、各専門職の評価後の再診をできるだけ早期に設定し、今後の見通しが持てるよう取り組みました。その後、必要に応じて医師の再診枠を設定し、方針の確認を行うとともに、保護者保護者と児の状態像を共有し、適切な支援につなげられるよう努めました。

また、特殊・専門クリニックとして、ブレース・シーティングクリニックをリハセンターと連携して実施し、装具、バギー等を年間101件（内学齢児47件）処方しました。摂食機能に障害のある子どもに対しては摂食クリニックを実施し、姿勢・口腔面の指導、栄養指導等を年間延べ54件行いました。

(2) 評価、機能訓練・個別療育、各種検査

医師の指示に基づき、各専門職が個別の訓練を行いました。その頻度は、子どもの状況・ニーズを考慮し月4回から年1回とさまざまな頻度で対応しています。

理学療法 1,460件（うち学齢児367件） 作業療法 907件（うち学齢児324件）

言語療法 1,487件（うち学齢児107件） 心理療法 2,384件（うち学齢児756件）

心理検査 763件 聴力検査191件 脳波検査等 120件

(3) 外来グループ

知的障害児・発達障害児と家族に対して、一定期間の中で子どもの評価と家族への支援（子どもを理解する知識と対応を知る）を行うグループ（たまご）や、継続期支援につなぐためのグループ（つぼみ）を実施しました。肢体不自由児と家族に対しては、育児支援のひろば（めだか）や継続期療育につなぐためのグループ（いるか）を実施しました。年間27グループ実施し126人が利用しました。また、外来グループの職員が一次支援の「ひろば事業」の運営にあたりました。

(4) 保護者向け講座の充実

保護者に対する支援の一貫として、療育講座等を年間14講座設定し、定期的を開催し、リーフレットも充実させました。コロナ禍の情勢もふまえ、オンラインで受講できる講座も設置し、それぞれの利用の段階で必要と思われる講座を用意しました。

(5) その他

ア 学校との連携

利用児が就学する際、学校や保護者の希望に応じて、学校への引継ぎを相談部門と共同で実施しました。また、学区小学校に在籍する肢体不自由児・保護者の交流会（どーなつつプログラム）を行いました。

イ 肢体不自由児養護学校・特別支援学校への訪問

利用児が在籍する養護学校・特別支援学校に理学療法士、作業療法士が年1回訪問し、学校生活に即した専門的アドバイスと福祉用具の使用法等の情報の共有化を行いました。

ウ 保育所、幼稚園等への支援

相談部門のソーシャルワーカーだけでなく、必要に応じて診療専門職が同行してより専門的な支援を行いました。また、保護者の了解の上、センターの診察や各訓練場面への園職員の見学も受け入れられました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

- ア 医師の診断・処方に基づく必要な評価・検査・訓練等を行い、子どもとその保護者に対して、一貫性のある継続した専門的支援を行います。
- イ センター内の相談・地域サービス部門や通園部門との一体的運営を図ることにより、柔軟かつ総合的な療育サービスを提供していきます。

(2) 力点を置いてきた事項

ア 診察枠設定

発達障害児の利用希望の増加に伴い、限りある診療枠を効果的に使うことを意識し、再診枠とのバランスも考えながら、初診枠を設定しました。初回評価後、医師の再診枠を設定し、必要な児童には早期に障害の診断・評価を伝えました。その際に、個別フォロー、集団療育等複数のプランを提示し、選択してもらうことで、子どもの状況や保護者のニーズに応じたサービス利用の見通しを安心して持ってもらえるよう努めました。

イ 機能訓練・個別療育

各専門職による訓練・個別療育については、子どもの状況に合わせて適切な頻度が確保できるように努めました。心理療法や言語療法については対象児が増加しているため、従来の療法士の定数だけでは不足していることから、効率的な枠の運用に加えて非常勤の職員を雇用して対応しました。

ウ 外来グループの充実

利用者のニーズはますます多様化してきており、就労家庭が増加する中で効果的・効率的に療育を行うことが求められています。また、例えば診察と療育の間など、サービス間に生じる谷間を埋めるためのつなぎプログラムの充実が求められています。そのような状況をふまえて、各種外来グループを整理・充実させてきました。精神系サービスについて、①評価グループ：たまご（発達障害児全般、知的レベルを問わない）、②つなぎのプログラム：つぼみ（知的な遅れがある低年齢が対象）、③スマイル（小学生の保護者を対象）を行いました。肢体系サービスについて、①育児支援プログラム：めだか（子育て支援広場機能を有した極低年齢児のグループ）、②初期療育：いるか（重度の障害を有する通園への移行を念頭におくグループ）を行いました。

エ 学齢支援、特に学習障害（LD）を有するお子さんへのサービス

診療体制が逼迫する中、学齢支援についてサービスが手薄になる傾向がありますが、そのような中でも特に近年問題がクローズアップされてきている学習障害（LD）についてのサービスを整えてきました。コストパフォーマンスを踏まえつつ、心理士、言語聴覚士、作業療法士など多職種による効率的な評価、保護者に対する保護者教室の充実、学習障害（LD）に関する学校との連携の拡充などです。

オ チームアプローチによる支援の一貫性の確保

- (ア) 一人のお子さんに対して、多職種が関わるチームアプローチを実践しました。支援の一貫性等を図るため多職種が参加する会議やカンファを行いました。
- (イ) 摂食クリニックには理学療法士・栄養士・看護師が同席し一人のケースに多職種で関わりました。

カ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策とサービス保証

横浜市や法人全体で適宜情報を共有しつつ、利用者や職員の安全確保、蔓延拡大防止に対策を継続してきました。利用者や職員で重篤事例はなはななかったですが、3密回避をふまえた感染対策、リモートの動画配信やオンラインを用いたカンファなども含めて、新型コロナ感染症禍においてもサービスが滞ることがないように心掛けました。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

の運営

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、プログラムの設定等）について

(1) 児童発達支援（知的通園）

ア クラス編成 知的通園：10クラス 60名 ふたば：2クラス 12名

子どもの年齢、発達の段階、行動特性を考慮しています。また、保護者支援の内容が異なるため、3学年が同じクラスとならないようにしています。

イ 頻度

週5回、週3回、週2回のクラスを用意しました。

中重度知的発達群や行動障害が強くより構造化された解りやすい環境や関わりの中で積み重ねが必要な子どもには週5回の高頻度の療育を、幼稚園等に通いながらも療育的な機会がより必要な子どもは週3回、地域の集団を軸に利用する子どもには週2回の頻度で療育を提供しました。

また、主に軽度知的発達群で地域生活が主体の子どもには週1回（ふたばクラス）の療育を提供しました。

(2) 医療型児童発達支援（肢体通園）

ア クラス編成（3クラス 20名）

子どもの状態像や障害種別が多岐にわたるため、課題を考慮し編成を行いました。

イ 頻度

週5回、週3回、週2回、週1回、2クラスともに頻度が混合した設定で療育を提供しました。

(3) 通園では、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から行っています。

(4) 子どもに対する支援は構造化された環境の中で、個々の子どもが見通しをもって安心して活動に参加し、達成感が持てる取り組みを通して、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていけるように働きかけています。

(5) 通園プログラムは、健康な身体作り、情緒面の安定を基本に、日常生活動作、運動機能、コミュニケーション、社会性、認知能力等の向上を目的に、遊びや活動を通して継続的な視点で支援しています。また、保護者の希望を伺い、意見交換しながらプログラム内容や取り組み方法を検討し、実施しています。

(6) 通園形態は、療育場面に保護者も参加し、我が子の障害特性について理解を深めながら、特性に合った関わり方を知る事を目的に新入園児の保護者は親子登園としています。継続児は単独登園の形態を基本にしながらも、週1回は、家庭で特性に合わせた関わりを実践していただくため親子登園とし、療育参加の機会を提供しています。

(7) 実践の場である親子登園日と併せて、保護者が子どもの障害特性をより理解できるように、障害の基本的な知識などを学ぶ場として保護者教室を設定しています。

(8) 保護者が抱える悩みや不安・困りごと等についても担任・または園長・チーフが面談を行い適宜相談に応じ、家族全員が安定して生活できるように支援しています。

(9) その他の保護者支援として、年4回、個別面談を実施しています。個別支援計画に沿って各領域の目標や支援内容の確認、通園以外の生活の様子の聞き取りや保護者の心配事等の相談に応じます。また、プログラムの振り返りを行うクラス懇談、保護者からのご意見を聞く場として園長懇談、テーマを決めてクラス合同で行う座談会、情報伝達を行う保護者連絡会を行っています。平日の療育に参加できないご家族に対しては土、日に行う家族参観や家族講座を行い、通園での療育や障害特性についての理解を深めて頂く機会を設けています。

2 これまでの通園施設運営の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在および将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行います。

ア 子どもの発達支援とご家族（保護者、きょうだい児）への支援を療育の両輪と考えています。

イ 集団療育プログラムと個別療育プログラムを組み合わせることで療育を進めます。

ウ 家族支援として、障害や療育に関する知識や制度についての情報の提供、親子通園日を通して家庭生活を円滑に送れるよう具体的な対応を学ぶ場の提供、必要に応じて家庭訪問を行っています。

エ 地域生活をサポートする目的で、幼稚園や保育園等の先生方に療育の見学と、情報交換ができる療育参観の機会や併行利用先への技術支援を行っています。

オ 外来療育から切れ目のないように療育プログラムの体系を整えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 早期療育と頻度保障

(ア) 知的通園、肢体通園ともに高頻度療育が必要な子どもには頻度を保証しています。

(イ) 知的通園については多様なニーズに応じられるように軽度知的発達群（週1回）ふたばクラスを設定し、療育の提供を行います。

(ウ) 中重度の知的発達群には、「親子で通う療育」のイメージが持てるよう通園開始前のつなぎの支援を行いません。

イ チームアプローチによる運営

(ア) 外来時からの主治医を担当制として、必要に応じ個別診察を行い、医療と福祉が一体となって支援を行っています。また、専門職（臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が評価と必要な子どもには訓練を行います。

(イ) 医療的なケアが必要な子どもには、看護師とクラス担任が体調管理等の支援を行っています。

(ウ) カンファレンス（初期・中期・終期）や処遇検討会議等には関係職種が参加し、子どもやご家族に対する支援方針と具体的な支援内容を確認し、関係職員での役割分担を決めています。

(エ) 保育所・幼稚園に並行して通う子どもへは、夏季に行なう療育参観での来所や、地域サービス部門と連携して園訪問を必要時に行うなど関係機関との連携し地域への支援を行いません。

ウ 個別支援計画の作成（様式4別表「2」にも記載）

(ア) 子どもに関わる全ての職種から出された評価をもとに療育方針を作成します。

(イ) 個別支援計画の内容については保護者の希望を伺った上で、発達段階にあわせて目標を設定し、面談時に確認、共有しています。また、就学に備えて年長児の保護者は子どもの特性や必要な支援について担任と一緒に「卒園のまとめ」を作成しています。

エ 保護者支援

(ア) 保護者教室は、施設別（知的通園・肢体通園）、年齢や療育年数別に計画し実施しています。

(イ) 家族参観や家族講座を土曜日または日曜日に設定し、平日に療育に参加する機会の少ないご家族（父親等）を対象に療育や障害特性への理解を促し、家庭生活へのサポートにつながるよう支援しています。

(ウ) 夏期、冬期、春期に施設開放を行い、子どもが安全に遊べる場の提供を行っています。

オ 通園卒園後の保護者支援

(ア) 卒園児の1年生と2年生の保護者を対象に、振り返りや情報交換できる機会として「卒園児保護者のつどい」を実施し、学齢期の課題の共有や卒園後も保護者がつながりを持てる機会を設けています。

センター名	北部地域療育センター
-------	------------

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する令和4年度の取組の概要（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

北部センターは、利用児の7割以上が知的障害のない発達障害児です。ぴーす中川はこのような子どもに対して「個々の必要性に応じ目的を焦点化した専門療育の必要がある」という「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」に基づき具体化された施設として、平成22年4月に開所しました。令和4年度の取組の概要は以下のとおりです。

(1) クラス編成

定員48人、実人数49人、8クラス（1クラス6～7人）、1日2クラス、頻度－全員が週1日

(2) 療育プログラム、保護者支援等

ぴーすにおける支援は、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から実施しています。

ア 子どもに対する支援

(ア) 小集団の中で個別の課題を設定し、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていけるように働きかけています。

(イ) プログラムは、「学習の基礎」「社会性・コミュニケーション」「興味・関心」「運動」という4つの柱で実施しています。運動プログラムは、月1回計画的に実施しました。

イ 保護者への支援（個別支援計画について様式4別表「2」に記載）

(ア) 年3回、「個別面談」を実施しました。個別支援計画書を作成し目標や支援の確認、心配なことの相談に応じています。

(イ) 障害について必要な知識を深め、具体的な対応策を考える場として「保護者教室」、「療育勉強会」を実施しました。その他、毎回集団療育終了後に現状の共有および課題の確認を行う「クラス懇談会」、日頃療育に参加できない家族を対象とした「家族参観」、「家族勉強会」を実施しました。また、センター全利用者を対象に実施する「療育講座」への広報にも努めました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

現在、そして将来、一人ひとりの子どもがそれぞれ社会の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。子どもに必要な支援を、保護者の方と協力しながら実践していきます。子どもが「できた」と実感できる経験は重要で、子どもが自信をもって安心して生活するために必要な支援、配慮を積極的に行います。保護者の方にとっては、何でも話せる、安心できる場でありたいと考えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 年長児に対する就学支援プログラム

年長児保護者に対して、子どもにとって学びやすい環境が選択でき小学校生活が安心してスタートできるように年間を通して勉強会や「子どもの特徴のまとめ」作成などを行いました。

イ 幼稚園・保育所との連携

園での適応状況に応じて子どもが通っている園へ訪問し、集団での様子の確認、園からの相談に応じました。また、夏休み等の期間に、園の先生方にぴーすでの様子を参観してもらう「療育参観日」を設けています。

ウ 卒園児に対する支援

ぴーすの卒園児支援として、また北部センターの学齢児支援と連携して実施しました。

(ア) 相談窓口機能とし、電話相談を中心に相談に応じ必要性を判断し北部センター学齢児支援へつなげています。

(イ) 1、2年生に対しては学校生活が安定するように懇談会を中心とした保護者会を実施しました。5年生以上に対しては「中学校以降の進路について」をテーマに講義とディスカッションを組み合わせた座談会を実施しました。また、不登校の児童のグループ指導を月1回実施しました。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 関係機関への技術協力

保育所・幼稚園等の関係機関へ職員を派遣し、療育に関する専門的な助言、情報提供等を実施しました。近年は地域の子育て支援拠点や子育て NPO 法人、地区社会福祉協議会、地域の支援者へも行っています。

ア 保育所・幼稚園訪問

園のニーズにタイムリーに訪問できることを目指しました。ニーズ対応で、園への訪問回数は、年1回から年5回までと様々です。

(ア) 派遣箇所：88 園（実数） (イ) 派遣回数：167 回 (ウ) 派遣職員数：183 人

(エ) 対応児数：716 人（センター利用児：308 人、未利用児：408 人）

機関支援は、相談に挙がった障害児「個人」への対応に留まらず、同時に子どもの環境である「園（組織）全体」への支援を行うものであり、園が組織的に障害に対する理解を深めていき、インクルージョンを促進することをねらいとしています。対応児の内訳は、センターを利用していない子どもの割合が高くなってきていて、4年度は約55%が未利用児となっています。未利用児については、個人情報の保護等に配慮しながら機関支援として、園の先生への支援を行いました。

イ 地域訓練会への支援

保護者の自主的な活動の場である地域訓練会にも、訓練会のニーズに合わせた保護者や支援者に対する支援を行いました。運営協議会には複数の訓練会に声をかけ、運営協議会の場で地域や会のニーズをキャッチし支援に生かしています。

ウ PT等特別支援学校訪問

センター利用児が通う肢体不自由児特別支援学校（養護学校）に理学療法士が訪問し、学校生活に即した専門的アドバイスを実施しました。

エ その他

各区公立保育所主催の保育士研修、地域訓練会での保護者教室、自立支援協議会が主催する児童発達支援事業所、放課後児童デイサービス職員向けの研修、子育て支援拠点主催の地域の子育て支援者に対する研修等に職員を派遣し、研修会を実施しました。

(2) 学校支援事業

小学校の教職員に対して、発達障害の基本的な理解と対応を学校全体で理解していただくことを目的に、障害に関する研修やコンサルテーションを実施しました。（担当学区小学校全38校中18校/34回）

本事業は、特別支援教育及び合理的配慮を促進していくために大きな意味を持ちますが、教員の発達障害児への感度が高まる結果となり、地域療育センターへの小学生の利用申し込みは増加の一途をたどっています。

(3) 療育相談

障害の早期発見、早期療育を図るため、緑、都筑区の4か月児、1歳6か月児健診後の療育相談を、区福祉保健センターと合同で実施しました。4か月児は主に運動発達に視点を置き、4年度は15回、延べ51人、1歳6か月児は主に精神発達に視点を置き、4年度は6回、延べ19人実施しました。近年は発達障害の感度が高まり、療育センターの敷居が低くなったことから、1歳6か月療育相談の導入児が減少し、直接センターへの申し込みが増えています。

(4) 療育セミナー

保育所・幼稚園等関係機関の保育士、幼稚園教諭、地域訓練会の保育スタッフ等を対象に、障害の基礎や療育に関する知識を習得するセミナーを実施しました。(年2回)

(5) 自立支援協議会への参加

緑、都筑区における障害児の支援体制を充実させるためのネットワーク作り、事例検討等を行う自立支援協議会の全体会議、作業部会に積極的に参加しました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 取組の基本的な考え方

地域におけるインクルージョンの促進を目的とし、地域の関係機関・施設等が必要とする専門サービスをタイムリーに提供できるよう事業担当者を配置しました。障害をのある子どもとその家族の地域生活を支援する連携システムの構築、強化ということを基本に据え、各関係機関と連携し事業を展開しています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 保育所・幼稚園等への技術的支援の充実

支援ニーズが高い保育所・幼稚園、学校、地域訓練会への訪問による技術支援の充実に努めました。地域支援担当者を配置することで、タイムリーな訪問が可能になり、全体の訪問回数の増加、保育所幼稚園との連携率の向上につながりました。

イ 地域との協働体制の強化

地域療育システムの中心的な役割を果たす機関として、地域での効果的な役割分担が可能となるよう、区福祉保健センターや子育て支援拠点等関係機関とのネットワークを強化してきました。また、年々増加してきている民間の児童発達支援事業所とも必要に応じた連携を図っています。

ウ 専門職員による対応

療育相談においては医師、理学療法士、心理士等の専門職員を福祉保健センターに派遣して、障害の早期発見、早期療育への円滑な移行を図っています。

エ 地域への啓発活動

センターの役割や障害児及びその療育の理解を深めるため、区社協等の地域の団体や施設(地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等)とも連携、協力しながら研修・啓発活動を実施しています。

※本様式(A4判両面)1枚で作成してください。

1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について**(1) 相談業務**

保護者の不安解消のため、利用申込の時点からサービスを開始する取組を次のとおり実施しています。

ア 申込からインテーク面談

利用申込から原則として2週間以内に全員に対してインテーク面談を実施し、子育てや発達等に関する不安や困りごとに関する相談、診察やセンター利用の見通しに関する相談等を早期の段階から行っています。

イ にこにこ広場の実施

親子で一緒に遊べる場として、お子さんには遊びのプログラムを提供し、保護者はソーシャルワーカーや保育士と気軽に相談できる場を設定し、週1回開催しました。6人を定員とし、十分なスタッフを配置することで子どもにとっては十分に遊べる楽しい体験、保護者にとってはタイムリーに相談ができる場の提供を目指しました。

ウ 心理士による面談実施

子どもの発達について、不安を抱いている保護者、また溢れる情報に混乱気味な保護者にとって、わが子を通じたより具体的で個別化された相談支援は非常に重要であり、心理士面談を実施してきました。特に学齢児は複合的な問題(不登校、暴言、暴力、学習の遅れや偏り、注意力や衝動性等の問題が混ざり合っている)を持っており状態像も複雑であることから、心理士相談は問題の整理、子どものアセスメントの意味でも重要な仕組みと考えます。

エ 園・学校訪問

すでに在籍中の幼稚園、保育所、小学校で不適応となっている子どもについては、診察を待たずに、子どもや保護者、また機関への支援を始めています。子どもの置かれている環境を実際に訪問することで、子どもを取り巻く環境のアセスメントが可能であり、問題が生じる背景を知り、問題を焦点化することが可能となります。どんな子どもにも良いユニバーサルな取組についての提案は、これまで地域療育センターで発達障害児の臨床経験を積んだ職員であれば可能であると考えています。

2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

地域療育センターは、子どもの成長発達に応じて子ども本人や保護者に対し、相談開始から終了まできめ細かいかつ柔軟なサービス提供が必要であると考えます。発達や障害が未分化な低年齢のうちから支援が開始されることが重要であり、支援は、日々成長していく子どもの個別性に応じて柔軟であり、利用のしやすさが何より重要です。

センターでは、医師の診察を受ける前からはじまる相談支援のサービスメニューの開発と拡充を行ってきました。そして「診察」からサービスを開始する「医学モデル」ではなく、申し込みからすぐに支援を開始し、親子の生活に生じる困りごとや不安にタイムリーに対応している「生活モデル」の相談支援の実現に力点をおいて対応してきました。

3 障害児相談支援に関する令和4年度の取組の概要について

センターの児童発達支援、医療型児童発達支援、児童発達支援事業所（ぴーす）を利用する子どもに関しては、障害児相談支援（計画相談支援）を実施し、モニタリングを行いました。

4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

障害児相談支援は主にセンター内の施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、児童発達支援事業所）に通う児童を中心に行ってきました。障害児相談支援は、子どもの目標達成のみに主眼がおかれないよう、また保護者の願いがそのまま子どもの目標とならないよう留意が必要であり、子どものウェルビーイングを保障し、人権尊重に基づいて立てられるものでなくてはならないと考えます。子どもの障害について丁寧に保護者に説明し、子どものニーズに基づいた障害児相談支援を保護者と協同して行ってきました。

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

1 これまでに実施してきた自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）の概要及びその基本的考え方について
センター利用申込数は増加しており、近年は、新規申し込み数が約 800 件となってきています。

開所当時には想定していなかった利用者数になっていますが、利用者の方にとって、タイムリーに必要なプログラムが提供できるようセンター内で対応の検討を行い、主に次のことを独自に実施してきました。

(1) センター申込後のサービスの充実

ア ひろば事業の拡充

申込後、診察まで長期待機期間となっている状況において、親子で一緒に遊べる場として、児童には遊びのプログラムを提供し、保護者にはソーシャルワーカーや保育士と気軽に相談できる場を設定し、早期に児童のアセスメントを行いつつ保護者の不安軽減を図ってきました。以前は概ね月 1 回等の開催でしたが、令和 4 年度は、原則週 1 回開催しました。

イ 専門職面接の拡充

ソーシャルワーカーによるインテーク面談後、心理士による専門相談ができる体制を充実しました。初診前専門の心理士を雇用して、この時期、特に不安を抱えている保護者の心理的な相談を受ける面談を実施しました。当初は、センター独自予算を利用して心理専用室を設ける等徐々に拡充を図り、令和 4 年度は原則週 5 日実施としました。

(2) 集団療育体制の整備

センター利用児の多くは地域生活を主体とする生活をしている発達障害児であり、従来の通園施設における高頻度中心のサービスでは対応しきれないことや就労家庭の増加もあり、約 10 年前にサービスの根本的な見直しを行い、知的障害が軽度な発達障害児に対して児童発達支援センターでの週 1 回の集団療育（ふたば）を実施してきました。その後、週 1 日でも効果のあるプログラムの充実を図ってきました。

(3) きょうだい児保育対応

通園等におけるきょうだい児預かり保育について、親の会運営の負担軽減を図れるように、センター職員が区の子育て支援団体等と密接に連携を図り、きょうだい児保育対応の検討を複数年かけて行ってきました。その結果、令和 4 年度は試行的に預かり保育を実施することができました。

2 実施した自主事業等の効果、成果について

(1) センター申込後のサービスの充実

ひろば事業の実施や心理士面談について、特に幼稚園等の所属集団利用のない未就学児の保護者は、子どもの発達の遅れや偏りに気づきがあると、不安感が高くなるため、早期に保護者の不安を共有し、相談できる場所が必要と考えます。

(2) 増加する集団療育候補児への対応

年間を通して出席率も良く、週 1 回の集団療育と地域の保育所・幼稚園の利用を組み合わせることで生活が安定している児童が多く、週 1 回の集団療育での効果を感じています。また、アンケートにおいても、高い満足度の結果が得られています。

(3) きょうだい児保育対応

子育て支援団体や横浜市との協議等進めてきた結果、令和 5 年度には当センターで横浜市による対応の予算化（一部）がなされ、運用を開始することが出来ています。地域の子育て支援団体に保育を担って頂くことにより、障害児及び家族を地域につなげることが可能となりました。

収支実績調書

1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	備 考
収 入	市からの指定管理料	404,108,004	391,061,346	395,602,281	
	診療所収入	47,453,209	52,373,705	46,157,950	
	児童発達支援等収入	84,272,958	113,227,565	122,549,690	障害児相談支援、保育所等 訪問支援の収入を含む
	その他収入	35,858,545	459,320	1,583,950	
	拠点区分間繰入金	6,000,000			
	計	577,692,716	557,121,936	565,893,871	
支 出	人件費	480,836,065	460,642,160	463,364,684	
	事業費	8,173,888	10,494,874	8,633,972	
	管理費	81,143,138	80,630,661	82,325,615	
	事務費等	7,066,358	6,774,478	7,611,338	
	計	577,219,449	558,542,173	561,935,609	
差 引 (剰余金)		473,267	△ 1,420,237	3,958,262	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①施設毎に個別契約していた複合機(37台)を法人で一本化し、単価を引き下げたことにより、北部センターでは年間273千円削減(△26.4%:R3.9月～R4.8月実績とH29.9月～H30.8月実績との差額)しています。
- ②給食業務委託については、「指名型プロポーザル」を実施し、令和元年度から5年契約を締結したことにより、委託費の値上げを防ぎました。
- ③通園バス運行業務については、老朽化した2台を令和2年度から更新し、使用可能な1台を継続することにより、委託費を節減しました。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和2年度)

(円)

		決算額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	404,108,004	
	診療所収入	47,453,209	
	児童発達支援等収入	84,272,958	
	その他収入	35,858,545	新型コロナウイルス対策補助金35,728千円
	拠点区分間繰入金収入	6,000,000	法人本部より繰入
	計	577,692,716	
支 出	人件費	480,836,065	
	常勤職員人件費	398,312,495	
	非常勤医師人件費	26,754,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	33,254,811	
	その他の非常勤職員人件費	22,514,759	
	事業費	8,173,888	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	81,143,138	
	光熱水費、電話代、燃料費	9,510,392	
	建物、設備等保守点検委託費	18,266,771	
	建物、設備等修繕料	3,262,358	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	42,636,484	
	その他物品リース料等	7,467,133	
	事務費等	7,066,358	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	577,219,449	
差 引 (剰余金)		473,267	

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

- ・新型コロナウイルスの影響で4～5月を閉館したため、児童発達支援等収入が大きく減少しました。
- ・新型コロナウイルス対策補助金を35,728千円受領しましたが、4～5月の収支差額が補てんされなかったため、法人本部から6,000千円補てんを受けました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和3年度)

(円)

		決算額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	391,061,346	
	診療所収入	52,373,705	
	児童発達支援等収入	113,227,565	
	その他収入	459,320	新型コロナウイルス対策補助金250千円
	計	557,121,936	
支 出	人件費	460,642,160	
	常勤職員人件費	371,027,177	
	非常勤医師人件費	24,696,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	46,395,134	
	その他の非常勤職員人件費	18,523,849	
	事業費	10,494,874	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	80,630,661	
	光熱水費、電話代、燃料費	9,065,928	
	建物、設備等保守点検委託費	19,189,467	
	建物、設備等修繕料	1,621,350	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	44,135,949	
	その他物品リース料等	6,617,967	
	事務費等	6,774,478	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
計	558,542,173		
差 引 (剰余金)		△ 1,420,237	

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

- ・双子対応児童指導員等の非常勤職員人件費1,932千円を剰余金で負担しました。
- ・児童発達支援等収入が設定額を下回ったことにより、収支差額がマイナスとなりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和4年度)

(円)

		決算額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	395,602,281	
	診療所収入	46,157,950	
	児童発達支援等収入	122,549,690	
	その他収入	1,583,950	物価高騰支援金975千円、オンライン資格補助金429千円
	計	565,893,871	
支 出	人件費	463,364,684	
	常勤職員人件費	369,257,676	
	非常勤医師人件費	19,740,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	47,206,730	
	その他の非常勤職員人件費	27,160,278	
	事業費	8,633,972	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	82,325,615	
	光熱水費、電話代、燃料費	10,388,864	
	建物、設備等保守点検委託費	19,411,806	
	建物、設備等修繕料	2,179,480	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	44,413,545	
	その他物品リース料等	5,931,920	
	事務費等	7,611,338	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	561,935,609	
差 引 (剰余金)	3,958,262		

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

- ・双子対応児童指導員等の非常勤職員人件費1,228千円を剰余金で負担しました。
- ・修繕費・備品費・賃借料等の事務費を節減したことにより、収支差額がプラスになりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。